

2025年12月17日

お客さま各位

広島市信用組合

暗号資産交換業者および資金移動業者への不正送金対策の強化について

昨今、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺、不正送金事案等において、被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者の金融機関口座へ送金されるケースが多発しています。

当組合では、お客さまの大切なご預金を守り、詐欺被害を防止する目的で、暗号資産交換業者や資金移動業者の金融機関口座への振込に際し、口座名義人と異なる振込依頼人名での送金（異名義送金）については、振込理由等をお尋ねしたり、お取引を制限させていただく場合がございます。【注】

当組合は、引き続きお客様が安心して金融サービスをご利用いただけるよう努めて参りますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【注】口座名義人の前後に数字等を付される場合は、制限の対象外です。

以上